

第2版はしがき

本書発刊からちょうど5年が経過した2015年6月、「18歳」をめぐる状況は大きく変化した。何より18歳選挙権が実現した。首相官邸による強いイニシアティブによるものといわれている。旧版「はしがき」の脱稿日付には「2010年5月18日 憲法改正手続法施行の日に」とある。憲法改正手続法の附則3条には、「国は、この法律が施行されるまでの間に、年齢満18歳以上満20歳未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする」とある。附帯決議第2項にもほぼ同様の文言がある。しかし、18歳選挙権は放置されたままだった。それが2015年になって唐突に18歳選挙権が実現した。18、19歳の若者はフェイスブックなどにはまっている人たちが多いから、「フェイスブック宰相」（『ニューズウィーク』2013年7月30日号の見出し）である安倍晋三氏としては、改憲「いいね」をたくさんもらえると見込んでのことだろうか。動機がどうあれ、長年にわたる懸案が一つ実現したことは確かである。

安倍第1次内閣が憲法改正国民投票法で投票権者を18歳以上としたとき、本書の企画が持ち上がった。安倍内閣が集団的自衛権行使容認の政府解釈の強引な変更を行った2015年夏、学生たちは国会前デモで、「民主主義ってなんだ」「立憲主義ってなんだ」と問いかけた。18、19歳が一票を投じることができるようになったいま、憲法についての知識と問題意識が必要になっている。そうした「憲法ってなんだ」という疑問に答えるために、本書第2版を世に送る。18歳以上のすべての世代の人々が、憲法について考えるきっかけになれば幸いである。

本書で使用した写真はすべて、私および水島ゼミ関係者が撮影したものである。さまざまな歴史グッズについては、私が収集し、あるいは内外のさまざまな方々から提供されたものである。

最後に、大東文化大学法学部准教授・藤井康博君と鹿児島大学教育学部専任講師・城野一憲君には、用語解説から校正に至るまで本書のヴァージョンアップについてお世話になった。また、法律文化社編集部の掛川直之氏には今回も大変お世話になった。記して謝意を表したい。

2016年3月29日 安保関連法施行の日に

ドイツ、ボンにて 水島 朝穂

はしがき

本書は「18歳から」という、年齢にターゲットをしぼった入門書である。18歳を投票権者とする憲法改正手続法（国民投票法）も施行され、また、政権交代によって18歳選挙権をめぐる動きにも微妙な変化が生まれるなかで、当の18歳、19歳の憲法意識を高めることは重要な課題となっている。その意味で、18歳に焦点をあてた本企画には、なかなかの先見性があったといえるだろう。本書がその第1号ということだったのだが、ひとえに著者の怠慢から、予定よりもかなり遅れることになり、編集部には大変ご迷惑をおかけした。この場をお借りしてお詫びしたい。

なお、本書は、この18年間で、『ヒロシマと憲法』『オキナワと憲法』『世界の「有事法制」を診る』『改憲論を診る』などの仕事でご一緒した法律文化社の小西英央編集部長からの提案と依頼によるものである。恒常的多忙状態のなか、書き下ろしは困難だった。そこで、『法学セミナー』（日本評論社）の連載「現場からの憲法学」（1997年4月～98年3月、全11回）、『月報司法書士』（日本司法書士会）の連載「憲法再入門」（2003年2月～7月、全6回）と「憲法再入門Ⅱ」（2004年3月～05年7月、全18回）、WASEDA GARDEN連載「憲法から時代を読む」（2007年4月～08年6月、全30回）のなかから記述を活用した部分もある。

また、本書で使用した写真はすべて、私および水島ゼミ関係者が撮影したものである。さまざまな歴史グッズについては、私が収集し、あるいは内外のさまざまな方々から研究室に提供されたものである。

最後に、法律文化社編集部の掛川直之氏には大変お世話になった。氏のやさしい督促と激励がなければ、山籠もりしてまで執筆することはなかっただろう。小西部長の変わらぬご協力にも感謝したい。また、早稲田大学法学学術院助手の藤井康博君には、詳細な用語解説から校正に至るまでお世話になった。記して謝意を表したい。

2010年5月18日 憲法改正手続法施行の日に

八ヶ岳南麓にて 水島 朝穂